

日本共産党県会議員団の藤原益栄でございます。私の任期も2年目に入りまして、3度目の一般質問をさせていただきます。

### 【1】多賀城跡政庁南大路の整備について

先ず、前回に引き続き多賀城跡の政庁南大路の整備についてであります。

11月1日、「多賀城創建1300年記念式典」が特別史跡多賀城跡城前地区で実施され、知事・教育長をはじめ県当局職員・県議のみなさんに多数ご出席をいただきました。永年地元多賀城で、多賀城跡の解明と整備を注視してきた者として、私からも心から感謝を申し上げます。また先日は、県議会としては先輩の伏谷議員から私の『多賀城歴史歳時記』までご紹介をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

さて、市道新田浮島線で分断されている政庁南大路の整備について、6月議会で「できるだけ早い時期に旧県道＝市道新田浮島線上の政庁南大路も整備し、南門から政庁跡へ向かえるようにすべき」だと取り上げ、教育長から「市道新田浮島線によって分断された政庁南大路の復元は大きな課題と認識しております」「県教育委員会としましては、多賀城市とともに、多賀城外郭南門から政庁への一体性を確保した整備方策について、文化庁の意見も伺いながら、引き続き検討してまいります」との答弁をいただいたおります。

この件につき深谷晃祐多賀城市長は、11月1日の記念式典主催者挨拶で「私には1つの夢があります。多賀城政庁から南門に向けて、まっすぐに伸びる政庁南大路を一本の道としてつなげることです」と述べました。夢と言うには極めて現実的な課題ではありますが、いずれ多賀城市長が政庁南大路を完結させたいと強く意思表示をしたわけであります。

県教育委員会としての基本方向につきましては、すでにご答弁をいただいておりますが、深谷多賀城市長の並々ならぬ決意を、県教育委員会はどのように受け止めおられるのか、改めてお尋ねいたします。

また、多賀城跡の県と市の整備分担は、市道新田浮島線以北が県、以南が多賀城市となっています。同市道上の政庁南大路の整備は、県と市が折半で負担することが望ましいと考えますが、県教育委員会の答弁を求めます。

### 【2】宮城県名の由来に関する県の立場について

次に、宮城県名の由来に関する県の立場についてお尋ねいたします。

「宮城」という県名は誠に畏れ多い名でありまして、音では「キュウジョウ」と読み、天皇の居所を示します。なぜこの名が県名に採られたのか。明治初期の廢藩置県の際、仙台という名を県名にしたのでは、官軍に抵抗した大藩を連想させる。仙台城のある宮城郡から名をとろう。だが畏れ多い名だとして宮内省に伺いをたて、「宮城郡は奈良時代よりの古い郡名なので県名に使って差し支えなし」との回答を得、宮城県を採用したと言われております。

ならば宮城郡の由来は何か。この問題について、以前も県議会で話題になったと聞いておりましたので、私としては「宮城郡名は多賀城に由来する」と決着ずみであると認識しておりました。

ところが、『令和7年 みやぎ手帳』を購入させていただきましたところ、「宮城県のいわれ」で、「『宮城』の由来は鹽竈神社（宮）と多賀城（城）によるとするもの、屯倉が宮城となったとするもの、また、多賀城＝『みちのくの遠の朝廷』の意味で『宮城』とされたという説があります」として3説を並列に解説しています。知事が「多賀城創建1300年記念式典」の挨拶や議会答弁で繰り返している「多賀城は…宮城県名の由来の一つ」との発言も同じ趣旨と推察されます。

この3説並列の立場は、1982年4月発行の河北新報社編集『宮城県百科事典』が大きな影響を与えているようで、同『辞典』は「宮城県」の項でほぼ同様の解説をしております。

しかし、同『事典』は「宮城郡」の項では、「宮城県名の起りになった郡名であり、この地に古く陸奥国政の中心をなした多賀城が置かれた『みちのく府城』の意味で宮城と呼んだと考えられている」としており、その3年前の1979年に発刊された『角川日本地名辞典』は、「古くは、塩竈神社（宮）と多賀城（城）によって説明し、近代は屯倉（大和朝廷直轄領）によって説明してきたが、最近では、多賀城『陸奥の遠の朝廷』（東北地方朝廷）であることから、『みちのく府城』の意味で『宮城』と呼んだと考えている」としています。

新人物往来社2004年発刊の『宮城県の不思議事典』は、先の3説を紹介しつつ、「しかし、最近では、多賀城が『陸奥（みちのく）の遠の朝廷（みかど）』であることにちなむという説が有力である。建郡の頃の多賀城は、鎮守府・国府・あぜ按察使府といふ三つの大地方政府が併置されていた地方官衙かんがであった。このような例は他に西の大宰府があるだけである。この『遠の朝廷』の府下の意味で、城下は『宮城郡』と呼ばれたのである」と『角川日本地名辞典』と同じ立場をとっています（p 133）。

ここで特に紹介したいのは、岩波書店2012年発刊の『東北「海道」の古代史』と

いう平川南先生の本です。平川先生はこの本で、2008年に利府町の硯沢窯跡——この遺跡は三陸自動車道の春日パーキングの場所で、同パーキングの建物西端に文化財展示室がありますが、多賀城創建期・8世紀前半の須恵器の窯跡二基が検出され、そこから「宮城郡」「宮木」などとヘラ書きされた須恵器が発見され、宮城郡は多賀城創建期に成立していたことが考古学的に立証されたこと、古代において、天皇の居所をしめす名が郡名に使用されることを尋常ではなく、多賀城設置と切り離して考えることはできないこと、郡名命名の際にはさすがに天皇の居所をさす「キュウジョウ」の読みは避け「ミヤキ」としたと考えられる等々を述べております。

平川南先生は、多賀城町の臨時職員から多賀城跡調査研究所の所員となり、日本で初めて漆紙文書の解読にあたり、その論文で東大の博士号を取得、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館の教授となり館長まで務めました。多賀城碑の国宝指定にも多大なご尽力をいただき、式典にも出席されておりました。

以上、宮城県名の由来に関する文献をいくつか紹介させていただきましたが、『みやぎ手帳』の記述はかなり古く、最近の研究成果を踏まえているとはとても思えません。今年は「多賀城創建1300年」の年であり、多賀城碑も国宝に指定されました。その記念の年にふさわしく、県名の由来に関する県出版物の記述も、最新の研究をふまえた記述に改めるべきではないかと思いますが、知事のご答弁、よろしくお願ひいたします。

### 【3】環境問題について

次に環境問題に関し2点伺います。

1点目は、通称産業道路、すなわち主要地方道仙台塩釜線沿いの多賀城市町前にイオン多賀城店がありますが、その東側に鉄屑等の再資源化業者数社が操業しております。パネルおよび資料をご覧ください。そこには常時20tを超える鉄屑の山が形成されておりまして、搬入・選別・搬出等の作業をしております。その際、作業の大きな音とともに、鉄粉と埃が舞い上がり、付近の住民から「洗濯も干せない」「騒音がひどいので二重窓にした」「喘息がひどくなつた」等々悲鳴のような声があがっております。

またこの場所は、仙台港から多賀城市的中心部に向かう県道の途中にあります。宮城県の海の玄関口がこういう状況で良いのか、との声もあがっております。

聞くところ業者は、「ここは工業専用地域であり、われわれの方が先に営業を始めた」という態度をとっているようあります。

しかしながら、いかに工業専用地区であろうと、近くに住家がある場合、一定の規制を設ける必要があるのではないかでしょうか。現に、工業団地内に同類の事業をしている会社がありますが、その業者は建屋の中で、騒音、埃、鉄粉等が外に出ないよう配慮しつつ操業しています。

以上から、いかに工業専用地域であろうとも、住宅地に近接する場合、建屋の中で作業するよう条例を制定し規制する必要があると考えますが、答弁を求めます。

環境問題の2点目は、大気汚染の問題であります。

多賀城市と至近距離の仙台港南埠頭の石炭を燃料とする仙台パワーステーションの操業開始は2017年10月1日でありました。それにともない県は、多賀城市においては市役所西側駐車場で、七ヶ浜町においては松ヶ浜地区避難所において、それぞれ2017年度より移動測定車による測定を開始いたしました。

観測結果はどうだったのか。多賀城市においては光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについて、2017年度の28日間の調査では基準値を超えることはありませんでした。しかし2018年度になりますと、測定された28日間中、基準値超えが3日間、2019年度は同様に2日間、2020年度になりますと121日間中8日間、2021年度は115日間中5日間にわたり基準値が超えたことが判明しています。

このように、パワーステーションの創業開始以降、多賀城市において光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントが基準値超えするようになりました。

鹽竈・多賀城地域では、1970年代前半に石炭を燃料とする仙台火力発電所の排煙により光化学スモッグ注意報が出されたことがあります、山王公民館に常設の観測局が設置されていました。しかし発電燃料が天然ガスに変更され、山王公民館から撤去され、今日に至っております。

光化学オキシダントが基準値を超えている状況を踏まえ、より精密な測定をするために、多賀城市・七ヶ浜町への常時観測局の設置をすべきと考えますが、答弁を求めます。

#### 【4】砂押川遊水地の活用について

次に、砂押川遊水地の一部をスポーツ施設として活用することについて伺います。

砂押川は、幹線流路延長13.9kmの県管理の2級河川で、利府町に源を発し、多賀城を西北方向から南東方向に横断しております。河口から遡り、県道泉塩釜線と東北本線を過ぎると間もなく砂押川は、東の支流「勿来川」と西の支流「砂押川」に分れます。流域の開発により砂押川は本来倍の河道幅が必要だが密集した市街地に

より拡幅が無理と判断され、中流域に2つの遊水地が造られることになりました。

勿来川遊水地は、勿来川と砂押川の間に造られ、築堤自体は完成していますが土砂撤去は今からです。砂押川遊水地は、砂押川の西側に造られた遊水地で完成しております。

さて砂押川遊水地ですが、面積は約12haで南北に細長い形状をしており、レベルとしては北から南に3段階になっているとのことです。すなわち南は常時水を湛え鳥の楽園の感があり、北は冠水することがほとんどありません。したがって、北側部分については多目的利用が十分可能と思われます。

そこで質問ですが、砂押川遊水地北部地区について、スポーツ施設、例えばパークゴルフ場等として活用することは可能か、ということあります。

近年パークゴルフの愛好者が急増しておりまして、かなり遠くまで出かけてプレーをしています。もし活用できることになれば、何より利用者にとってありがたいことであり、地元自治体は土地の購入無しで利用者に提供でき、県では管理料が浮くことになり、三者三様プラスになる話しと思います。

遊水地の多目的利用について、当局としてはいかがお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

## 【5】能登半島地震を教訓とした耐震性強化の取り組みについて

次に、能登半島地震を教訓とした住家の耐震性強化の取り組みについて伺います。

6月議会で、県内の住家について、2000年耐震基準に引き上げていく重要性を取り上げました。当局の答弁は、「1981年基準に対しては約92%と全国平均より高い水準となっている。能登半島地震の教訓をふまえた対策については政府の専門委員会の検討結果を待って、『宮城県建築物等地震対策推進協議会』で情報共有をしながら必要な対策に取り組んでまいりたい」とのことでした。

さて国交省は11月1日に、「能登半島地震による建物の被害状況に関する中間報告書」を公表しました。それによりますと建物の倒壊は、1981年以前の旧耐震基準で建てられた木造建築物は19.4%、81年の新基準で2000年までに建てられた建物は5.4%、2000年基準以後に建てられた建物は0.7%だったとしています。

逆に被害を受けなかった建物は、81年以前の基準で12.5%、81年基準で26.5%、2000年基準で65.5%とされ、2000年基準以降は一気に上昇しています。

以上のデータからしますと、2000年基準を超えることの重要性が改めて明らかになったのではないでしょうか。

現在も県にみやぎ木造住宅耐震助成事業があります。しかし同事業は1981年以降

の住宅は助成対象から除外しています。能登半島地震を踏まえた場合、1981年以降も対象とし、助成額も拡大すべきだと考えますが、答弁を求めます。

## 【6. みやぎ型管理運営方式について】

最後に「みやぎ型管理運営方式」について伺います。

この間「みやぎ型管理運営方式」につきまして、様々指摘をしてまいりました。

第1に、県本体会計の黒字が15億円も減額となる一方、MMMが8億円も利益を上げている問題です。水道用水供給事業の県本体会計の黒字は、直営時代最後の令和3年度は17億円でしたが、みやぎ型導入後の令和4年度は15.33億円、令和5年度15.08億円の減益となりました。他方、MMM水道部門の営業利益は、令和4年度は5.29億円、同5年度は8.59億円となっています。2年間で、県本体会計は30.41億円の減益となり、MMMは13.88億円の営業利益を上げました。

この2年間の30.41億円という大きな減益は、回収できるのでしょうか。できるというなら20年間の後半にMMMに同じことが起こる理屈になります。本当に回収できるのか、解りやすくご説明をお願いします。

第2に、令和5年度のMMM水道部門は、売上が29.44億円で、税引前利益は7.93億円、利益率は実に26.94%に達します。この利益率は、トヨタの通常利益率の3倍です。公的事業を請け負っている会社の利益率としては異常であり、制度設計に問題があったのでは、思いますが当局の見解を求める

第3に、この膨らんだ利益に税金が課税され、MMMの水道部門は、令和4年度に0.9億円、令和5年度に1.93億円、2年間で2.83億円、約3億円の税金を払いました。MMMの売上はすべて県民の水道料金ですから、この税金は県民が払ったことになります。MMMにとって県から受け取る利用料金中、減価償却費は長期預金的性格をもっているわけでありますから、国交省と財務省・国税局に働きかけ、改善する必要があると考えますが、当局の答弁を求める

第4に、9月の決算総括で、膨らんだ利益への膨らんだ課税を指摘しましたところ、管理者から「昔も今も民間会社は利益に応じて税金を払っている」と答弁がありました。しかしMMMの売上げ・利益・納税額は、直営時代の民間会社に比べ非常に大きく、次元が違う状態だというのが私の認識です。具体的な数値を示しつつご答弁下さい。

以上で登壇しての質問とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

以上

宮城県議会 令和6年11月定例会一般質問 (2024.12.3) 藤原益栄議員掲示資料

2018年3月藤原撮影 2024年11月27日藤原撮影



